

第2次新潟県食育推進計画

にいがたの食で育む、元気・長生き・豊かな心

平成26年3月



食育とは？

食育基本法（平成17年6月17日制定）の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ① 生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること



はじめに

私たち人間が生きていくために、「食」は欠かすことのできない命の源です。

同時に「食」は、個人が元気で長生きするためだけでなく、家族の結びつきを強め、友人・知人とのつながりを深めるなど豊かな人生を送る上で欠かすことのできないものであり、食に関わる様々な人々や自然の恵みへの感謝の念と理解を深めることにもつながる大切なものです。

新潟県では、食育基本法の制定を契機として、県民みんなで食育を推進するための総合的な計画「新潟県食育推進計画」を、平成19年に策定し、食育を推進してきました。

しかし、社会情勢の変化により、食を取り巻く環境はますます多様化・複雑化しています。

そこで、これまでの取組の成果と現在の食に関する課題等を踏まえ、周知を中心とした取組からより実践に向けた施策を展開するため、第2次計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、「健康寿命の延伸」を目指して、引き続き「食を通じて、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを基本理念とし、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じた間断ない食育を推進してまいります。

最後に、この計画の策定にご尽力いただきました新潟県食育推進協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントなどを通じてたくさんのご意見、ご提言をお寄せくださいました県民の皆様に対し、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

平成26年3月

新潟県知事 泉田 裕彦

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の基本理念と目標	2
3 計画の位置づけ	3
4 健康寿命延伸に向けた他計画との関連	4
5 計画の期間	4

第2章 計画の基本的な方向

1 第1次計画の結果	7
2 第1次計画の結果分析及び食に関する現状	12
3 重点課題毎の目標	30

第3章 重点課題毎の取り組むべき施策

1 生涯にわたる健康づくり	36
2 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進	44
3 新潟の食の理解と継承	47

第4章 指標の設定

1 指標設定の考え方	51
2 重点課題と目標値の関連	51
3 第2次計画の目標値	52

第5章 食育の推進に向けて

1 計画の推進体制	54
2 関係者の役割	55
3 計画の進行管理	57